

広報 つる

臨時増刊

平成26年3月14日発行

発行：都留市役所 編集：行政管理課秘書広報担当

2月14日～15日豪雪・臨時増刊号

市民の皆さまへ

2月14日から翌15日まで降り続いた雪は、私たちが経験したことのない、空前の災害ともいえるものとなりました。

この豪雪により、本市の国道をはじめ、主要な交通機能はすべて麻痺することとなり、避難所へ避難された方だけでなく、296人にものほりました。

この切迫した状況に対し、私は15日の朝、人命救助を最優先として、道路の除雪や避難所の開設を速やかに各部署に指示するなど、その対応にあたりました。

このような状況の一方で、地域の中では、地区の公民館や個人宅をも開放し、独自に帰宅困難者の対応にあたられた方々も多く、その心温ま



■災害対策本部にて陣頭指揮を執る堀内市長

都留市長 堀内富久

るご尽力に、深く感謝申し上げますと存じます。

また、避難所運営に関しましては、炊き出しや差し入れなど、多くのご協力やお心遣いもいただき、無事自宅へ帰りついた方々からは連日のように数多くの御礼のことばが寄せられております。

そしてこれに加え、都留文科大学の学生をはじめとして、都留市災害ボランティアセンターにご登録いただき、自発的に市内の雪かきにご協力いただいた市内の方々や、豪雪後の2月22日、23日には、土日にもかかわらず、私どもの「市内一斉雪かき」への呼びかけに対し、非常に多くのご協力をいただいた市民の方々など、そのボランティア精神あふれるご厚情に対し、重ねて御礼を申し上げます。

私は今回、都留市というまちに対しての、市民の皆さまが持つ思いや底力を改めて実感することができました。今後とも、皆さまのご協力をいただきたく、住みよいまちづくりに向けて誠心誠意取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。今回は、本当にご協力ありがとうございました。

今号は、豪雪にかかわる公的支援策を取りまとめた臨時増刊号となります。詳細は内容をご覧ください。

支援策等の一覧

これらは、豪雪の被害にあい、条件を満たしたご本人が申請することによって受けられる支援策で、自動的に適用されるものではありません。また、「適用の条件」についての詳細は、それぞれご確認ください。そして、家屋等の保険などに加入されている場合には、そちらのご確認もあわせてされることをお勧めします。

支援策総合窓口

支援策についての総合窓口を設置します。ご不明な点など、お電話ください。

総務部行政管理課法制・安全室
☎(43)1111【内線401・402】

住宅関連支援策

支援策の名称	支援の種類	適用の条件等	問合せ先
住宅の応急修理	市が直接施工(52万円限度)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ※所得制限有り ①一時的に自宅以外の場所へ避難している者 ②大規模半壊または半壊の判定を受けた場合(り災証明書による) ③応急修理をすることで、避難の必要がなくなる者	基盤整備課 建築・住宅担当 ☎(43)1111 【内線136・137】
災害復興住宅融資	貸付(融資)(最高2,430万円)	【建設・購入】住宅が半壊以上の判定を受けた者(り災証明書による) 【補修】住宅に10万円以上の被害があり、り災証明書を交付された者	山梨中央銀行都留支店 ☎(43)2151
山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度	貸付(融資)(最高400万円)	この上の項目の「災害復旧住宅融資」だけでは資金が不足する場合に、上乘せ貸付を行います。	山梨県県土整備部 建築住宅課 ☎055(223)1734

見舞金・生活関連支援策

支援策の名称	支援の種類	適用の条件等	問合せ先
災害見舞金	(最高5万円)	被災時居住していた住居の居住部分に被害を受けた方々(り災証明書による) ※現在詳細を詰めている段階です。詳しくは右記の法制・安全室へお問合わせください	行政管理課法制・安全室 ☎(43)1111 【内線401・402】
災害援護資金	貸付(融資) 据置期間3年 その後利率3% 償還期間10年 (最高350万円)	次のいずれかに該当する必要があります。 ※所得制限有り ①世帯主が負傷し、療養に1カ月以上かかる場合 ②家財の3分の1以上の損害があった場合 ③住居が半壊以上の判定を受けた場合(り災証明書による)	福祉課 地域福祉担当 ☎(46)5112 【内線113～115】
生活福祉資金	貸付(融資)(最高150万円)	被害にあった低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯 ※この上の項目の「災害援護資金」の対象となる世帯は適用されません	都留市社会福祉協議会 ☎(46)5115
固定資産税の減免	減免	課税されている物件(家屋・償却資産)で、今回の豪雪による被害を受けたものを税務課にて調査し、決定	税務課資産税担当 ☎(43)1111【内線123・124】
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	減免	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①住居が半壊以上の判定を受けた場合(り災証明書による) ②災害等により資産(生活・事業用)に損害を受け、保険税(料)の納付が著しく困難と認められる者	市民生活課年金・医療担当 ☎(43)1111【内線118】
国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の減免(入院療養に限る)	減額・免除 徴収猶予	住居が半壊以上の判定を受けた場合(り災証明書による)で、次のいずれかに該当する必要があります。 ※実収入月額及び資産状況も勘案されます ①災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障がいを受け、または資産に重大な損害を受けた場合 ②災害による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少した場合	市民生活課年金・医療担当 ☎(43)1111【内線118】
災害等廃棄物処理事業	収集・運搬 処分	住宅のカーポートなど、雪による建物の倒壊被害を受け、そのガレキなどの処分をしようとする場合	市民生活課環境創造室 ☎(43)1111【内線107・108】

中小企業向支援策

支援策の名称	支援の種類	内容	問合せ先
特別相談窓口の設置	相談受付	雪による被害や、融資についてなどの窓口が設置されました	都留市商工会 ☎(43)1570
災害復旧貸付	貸付(融資)(最高1.5億円)	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う	産業観光課商工振興担当 ☎(43)1111【内線154～156】
既往債務の返済条件の緩和等	金融条件緩和	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応	産業観光課商工振興担当 ☎(43)1111【内線154～156】
小規模企業共済災害時即日貸付の適用	貸付(融資)(最高1,000万円)	小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用	商工組合中央金庫 甲府支店 ☎055(233)1161
雪害対策緊急融資制度	貸付(融資) 設備資金： 最高5,000万円 運転資金： 最高2,000万円	次の方を対象として設備資金及び運転資金の融資を行う ①大雪による被害を直接受けた者 ②大雪の影響を受けた後、原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者	山梨県商業振興金融課 金融担当 ☎055(223)1538

農業関連支援策

※この支援策は、国の補助事業の決定などに伴い、詳細等が変更になることがあります。

支援策の名称	支援の種類	適用の条件等	問合せ先
被災施設等応急対策事業	農業用ハウス等の撤去費用補助(補助率100%)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①被害状況の調査等により市から認定された者 ②被害状況がわかる写真及び外注した場合は見積書等の書類一式が必要	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金	農業用ハウス等の再建・修繕に係る費用補助(補助率9/10)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①被害状況の調査等により市から認定された者 ②被害状況がわかる写真及び外注した場合は見積書等の書類一式が必要 ③農産物の生産に必要な施設の復旧	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
償還円滑化緊急借換資金	借換資金の利子補給(最高2,000万円)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①農業近代化資金等で設置し、借入残がある当該施設が当該雪害により全壊し、借入残を繰り上げ償還せざるを得なくなった者 ②当該制度資金の既借入額のうち償還残高が100万円以上あることの融資証明を受けた者 ③調査等により市から認定され、市からの利子補給が確実な者	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
農業施設復旧支援対策事業利子補給	債権・修繕資金の利子補給(最高2,000万円)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①被害状況の調査等により市から認定された者 ②被害の程度を問わず、農業用施設等に被害を受けた者	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
被災農業者リスクジュール資金利子補給補助金	被災した農業者の既往の農業近代化資金の償還負担の軽減を図るための利子補給(最高2,000万円)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①農業施設、樹体等に被害を受けた者 ②被害状況の調査等により認定され、市からの利子補給が確実な者 ③農畜産物の減収量が平均収穫量の30%以上であり、かつ、減収による損失額が前年農業総収入額の10%以上であると予想される者 ④農業近代化資金を借り受けている者で償還残高が100万円以上あることの融資機関の証明を受けた者	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
雪害対策経営安定化支援資金利子補給補助金	経費支払資金の利子補給(最高200万円)	次のすべての要件を満たす必要があります。 ①農業施設、樹体等に被害を受けた者 ②被害状況の調査等により認定され、市からの利子補給が確実な者	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
改植用果樹苗木購入事業費補助金	果樹の補植・改植のための苗木購入補助(補助率2/3)	被害状況の調査等により認定された者	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】
花きハウス栽培種苗購入事業費補助金	ハウス施設を復旧し花き栽培再開のための種苗購入補助(補助率2/3)	被害状況の調査等により認定された者	産業観光課 農林振興担当 ☎(43)1111【内線151～153】

被害にあわれた方で、り災証明書が必要な方は…

り災証明書とは

り災証明書とは、市が被災状況の現地調査などを行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、火災保険などをはじめとした各種保険や、被災者支援制度の適用などを受けるにあたって必要とされる、家屋等の被害程度について証明するものです。り災証明書は、市に対し申請し、その後市が調査を行って発行されます。家屋の被害について調査の結果、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4段階で判定がなされ、認定されます。

り災証明書の取り方

都留市役所税務課にて発行しています。平日8:30～17:15までの間にお越しください。

○申請に必要なもの

- ★官公署発行の写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)
- ★被害状況がわかる写真
- ★委任状(ご本人、同居親族等以外の方が申請される場合のみ)
- ★印鑑

※り災証明書は、即日発行はできません。現地調査等、必要な被害調査の上、発行します。

また、今回の支援策や保険などの中には、り災証明書を必要としないものもありますので、詳細はご確認ください。

り災証明の被害認定基準(参考)

程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊がはなはだしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造上耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住居に居住することが困難なもの
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
一部損壊	外部仕上げ等に脱落、破損等の損傷が生じており、住家内への浸水の恐れなどがあるもの

申請は4月15日(火)までとさせていただきます。

災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

■過去の災害時にみられた便乗商法の例

- ・「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を勧誘する。
- ・「ボランティアで、損傷した屋根にブルーシートをかけてやる」と言って訪問し、その後「応急処置が必要な個所がある」「ブルーシートをかけるより、今すぐ補修をしたほうがいい」と不安を煽り、高額な契約を急がせる。
- ・公的機関ではないのに、公的機関を思わせる名称で「家屋の耐震診断をします」というチラシ広告を配布して勧誘、高額な契約をさせる。
- ・「清掃に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、公的機関やボランティアを装い、頼んだ後で法外な料金を請求する。
- ・電力会社を名乗り「災害後の点検」と言って訪問し、災害による修理と称して高額な料金を請求する。
- ・災害後の住宅を訪問し、「雨よけ」のブルーシートをかけた後、屋根工事を勧誘する。断ると「ブルーシート代」の名目で、高額な料金を請求する。
- ・「被災地に送るためにボランティアで古い布団を集めている」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なので、もったいない。打ち直しをしたほうがいい」と高額な布団のリフォームを勧誘する。

■過去の災害時にみられた保証金詐欺の例

- ・「家屋の補修費、当面の生活費などを貸し出すので返済保証金を入金してくれ」と保証金名目で入金させるが、貸し出しは実行されない。

■過去の災害時にみられた義援金詐欺の例

- ・日本赤十字社や中央共同募金会の名をかたり、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。
- ・公的機関を思わせる名称を用いて、自宅を訪問したり、ハガキを送ったりして義援金名目のお金を求める。

被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐに相談してください。

・ **全国の消費生活センターの相談窓口**
 消費者ホットライン ☎0570(064)370

・ **警察**
 大月警察署都留分庁舎 ☎(45)0110
 全国共通の短縮ダイヤル「#9110」